

岩手県告示第278号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成24年岩手県告示第525号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成25年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市及び九戸郡軽米町
- 2 実施した期間 平成24年8月13日から平成25年3月15日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）